

## 「国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令案」の概要

### 1. 改正の概要

令和9年1月以降に変動利付国債を発行することを予定しています。

新たに発行する変動利付国債の発行方法は、入札参加者を国債市場特別参加者に限定せず、利回り格差（スプレッド）を入札に付す方法を予定していることから、国債の入札参加者について規定している「国債の発行等に関する省令」第5条第3項の改正を行うこととします。

また、新たに発行する変動利付国債については第Ⅱ非価格競争入札を行う可能性があることから、第Ⅱ非価格競争入札について規定している同省令同条第8項第5号の改正を行うこととします。

### 2. 施行期日（予定）

令和9年1月1日から施行します。